



犯罪です！

動物の遺棄・虐待

捨てた場合

殺したり、傷つけたりした場合

100万円以下の罰金

2年以下の懲役または200万円以下の罰金

※改正動物愛護管理法により、平成25年9月から罰則が強化されました